



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*8 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 2

○ 告示

631 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 6

632 " (") 6

633 " (") 6

634 " (") 7

635 第11次鳥獣保護事業計画の変更 (環境生活総務課) 7

636 昭和38年和歌山県告示第525号(和歌山県鳥獣保護員設置規程)の一部改正
(") 7

637 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 8

638 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 8

639 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 9

640 生活保護法による医療機関の指定 (") 9

641 生活保護法による介護機関の指定 (") 10

642 生活保護法による指定介護機関の変更 (") 10

643 平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務に係る一般競争入札に参
加する者に必要な資格等 (農林水産総務課) 11

644 池の前土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 13

645 三津ノ土地改良区の役員の就退任 (") 13

646 県営土地改良事業計画の決定 (") 14

647 県営畑地総合整備事業の工事の完了 (") 14

648 和歌山県第二種特定鳥獣管理計画の公表 (果樹園芸課) 14

649 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 14

650 建築協定区域隣接地の加入 (建築住宅課) 15

651 平成23年和歌山県告示第290号(建築基準法による指定確認検査機関の指定)の一部改正
(") 15

○ 公安委員会告示

21 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品
運搬警備業務2級検定の実施 15

○ 内水面漁場管理委員会指示

1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止等 19

○ 公告

入札公告 (農林水産総務課) 20

" (総務事務集中課) 23

" (") 25

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月29日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第31条―第33条）」を「第7章 自転車運転者講習（第31条・第32条）」に改め、
「第8章 雑則（第33条―第35条）」を「第8章 雑則（第33条―第35条）」に改める。

第5条第2項第7号シ中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

第11条中「装置」の次に「（堅ろうで運行に十分に耐えることができるものに限る。）」を加え、「二輪の」を削る。

第14条の3中「規定する講習」を「掲げる講習」に改める。

第16条中「（昭和25年法律第100号）」を削る。

第28条第1項及び第2項中「規定する講習」を「掲げる講習」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第33条を第35条とし、第32条を第34条とする。

第31条中「別記様式第21号」を「別記様式第24号」に改め、同条を第33条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 自転車運転者講習

（自転車運転者講習の申出等）

第31条 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第21号）及び自転車運転者講習受講申出書（別記様式第22号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第23号）を交付するものとする。

（自転車運転者講習の場所）

第32条 自転車運転者講習は、次の場所で行うものとする。

- (1) 交通センター
- (2) 田辺免許センター
- (3) 新宮免許センター
- (4) その他公安委員会の指定する場所

別記様式第11号の5中「第14条の4関係」を「第14条の6関係」に改める。

別記様式第12号から別記様式第14号までの規定中「日付」を「日付け」に改める。

別記様式第19号備考2中「何れか」を「いずれか」に改める。

別記様式第21号中「第31条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を別記様式第24号とする。

別記様式第20号の次に次の3様式を加える。

別記様式第21号 (第31条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

印

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	午前 年 月 日 時 分 から 午後

- 備考 1 提出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第22号 (第31条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講申出書

殿

(申出者)

本 籍

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日 (男・女)

私は、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習の受講を申し出ます。

証 紙 貼 付 欄			

備考 1 申出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第23号 (第31条関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

和歌山県公安委員会



備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第631号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年9月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字上天野の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年5月15日

和歌山県告示第632号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成27年2月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年5月15日

和歌山県告示第633号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成27年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年5月15日

和歌山県告示第634号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年12月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
平成27年5月15日

和歌山県告示第635号

第11次和歌山県鳥獣保護事業計画を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室並びに各振興局健康福祉部及び地域振興部に備え付けて縦覧に供する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第636号

昭和38年和歌山県告示第525号（和歌山県鳥獣保護員設置規程）の一部を次のように改正する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

題名を次のように改める。

和歌山県鳥獣保護管理員設置規程

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「鳥獣保護員（以下「保護員」を「鳥獣保護管理員（以下「保護管理員」に改める。

第2条第1項中「保護員」を「保護管理員」に、「鳥獣保護」を「鳥獣の保護及び管理」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第3条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第4条中「保護員」を「保護管理員」に、「鳥獣保護」を「鳥獣の保護及び管理」に改める。

第5条、第6条及び第7条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第637号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年5月19日指定した。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 6月号	05375-06	コアマガジン
雑 誌	実話BUNKA超タブー vol.7	05376-06	コアマガジン
雑 誌	金のEX SPECIAL 2015薫風号	68514-47	大洋図書
月 刊 誌	黄金のGT 6月号	12259-06	晋遊舎
コミック	恋愛天国パラダイス 6月号	09675-6	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 6月号	19625-06	宙出版
コミック	ayaアヤ 6月号	18815-06	宙出版
コミック	ビーボーイ ゴールド2015 6月号	17779-06	リブレ出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 6月号	18355-06	リブレ出版
コミック	drapドラ 6月号	16695-06	コアマガジン
月 刊 誌	ファイナルボックス 6月号	17843-6	マイウエイ出版
月 刊 誌	CIRCUS MAX 6月号	04099-06	KKベストセラーズ
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 6月号	02091-6	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規

定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医新 33-26	奥野クリニック	橋本市御幸辻148-1	平成 27. 3. 31
海南医 103-19	かわむら医院	海南市下津町下津785-2	平成 27. 3. 31
田薬新 7-26	新庄薬局	田辺市新庄町437-22	平成 27. 4. 1
西医新 2-26	クリニックわろうだ	西牟婁郡上富田町南紀の台54-10	平成 27. 4. 1
岩医新 12-26	いちご耳鼻咽喉科藤原クリニック	岩出市吉田319-10	平成 27. 4. 1

和歌山県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
特定非営利活動法人 ダイケアハウスなごみ	田辺市文里一丁目31-7	デイサービスあいづ	田辺市秋津町209	通所介護・介護予防通所介護	平成 27. 3. 31

和歌山県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西医新 41-27	クリニックわろうだ	西牟婁郡上富田町南紀の台54-10	平成 27. 4. 1
橋医新 61-27	奥野クリニック	橋本市御幸辻148-1	平成 27. 4. 1
岩医新 40-27	いちご耳鼻咽喉科藤原クリニック	岩出市吉田319-10	平成 27. 4. 1

海南医新 40-27	かわむら医院	海南市下津町下津785番地2	平成 27.4.1
伊歯新 7-27	阪中歯科	伊都郡かつらぎ町妙寺27-1	平成 27.4.3

和歌山県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1-1	新宮市熊野川地域包括支援センター	新宮市熊野川町日足324（熊野川行政局内）	地域包括支援センター	平成 27.1.1
高野町	伊都郡高野町高野山636	高野町立高野山総合診療所	伊都郡高野町高野山631	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27.1.5
社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	ショートステイヴィラもの里	紀の川市桃山町最上873	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 27.2.2
社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	特別養護老人ホームヴィラもの里	紀の川市桃山町最上873	介護老人福祉施設	平成 27.3.2
株式会社清廉	田辺市上秋津200-3	デイサービスあいづ	田辺市秋津町209	通所介護・介護予防通所介護	平成 27.4.1
紀の川市	紀の川市西大井338	紀の川市地域包括支援センター	紀の川市西大井338	地域包括支援センター	平成 27.5.1

和歌山県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ	田辺市文里一丁目31-7	デイサービスあいづ	田辺市秋津町209	通所介護・介護予防通所介護	事業所の名称変更	デイケアハウスあいづ	デイサービスあいづ	平成 22.4.1
有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町岡1406-1	ファミリーハウス	西牟婁郡上富田町岡627-1	地域密着型特定施設入居者生活介護	開設者の住所変更	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	西牟婁郡上富田町岡1406-1	平成 26.2.1

和歌山県告示第643号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成27年10月31日（土）までの間で、和歌山県水産試験場が指定した滞架期間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成27年5月29日（金）現在において、次の要件をいづれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去10年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）99トン以上の船体、船舶機関等の保守管理又はメンテナンス修理を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格のおおむね50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績を有すること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書（事業概要書）

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 役員調書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条に基づく登録済証の写し

シ 2の（5）に掲げる実績を証明する書類（契約書、仕様等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからエまで及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、オ、ク、ケ、コ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年5月29日（金）から同年6月12日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年6月9日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「農林水産総務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県水産試験場2階 会議室

(2) 日時

平成27年6月2日（火）午後1時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年5月29日（金）から同年6月12日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成27年6月12日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862

ファクシミリ番号 073-433-3024

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成27年6月19日（金）までに郵送により送付する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成27年6月24日（水）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成27年7月1日（水）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成26年8月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	宮井芳弘	岩出市山254番地

2 就任した役員（平成27年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1

和歌山県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成27年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	角口義輝	新宮市熊野川町赤木353番地
理事	大谷強	新宮市熊野川町日足736番地
理事	山口一男	新宮市熊野川町能城山本964番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	馳平忠男	新宮市熊野川町日足419番地の2
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	貝持了二	新宮市熊野川町日足306番地
監事	阪本隆	新宮市熊野川町能城山本52番地

2 就任した役員（平成27年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	角口義輝	新宮市熊野川町赤木353番地
理事	大谷強	新宮市熊野川町日足736番地
理事	山口一男	新宮市熊野川町能城山本964番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	馳平忠男	新宮市熊野川町日足419番地の2
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	貝持了二	新宮市熊野川町日足306番地
監事	阪本隆	新宮市熊野川町能城山本52番地

和歌山県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業春日池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年6月1日から同月26日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第647号

県営畑地総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 事業名 県営畑地総合整備事業 安楽川地区

2 確定年月日 平成2年6月16日

3 工事を完了した時期 平成27年3月31日

和歌山県告示第648号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、和歌山県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画、和歌山県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画及び和歌山県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画を別紙のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室及び各振興局地域振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第649号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年5月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月11日まで縦覧に供する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第8号-1	日高郡日高町小中字清道地233-4外3筆
平成27年度第8号-2	日高郡日高町高家字深田1183-1

和歌山県告示第650号

光陽台建築協定の建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者より建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定による建築協定に加わる旨の意思の表示が平成27年4月30日にあり、同条第3項の規定により当該土地が建築協定区域の一部となったので、同条第4項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第651号

平成23年和歌山県告示第290号（建築基準法による指定確認検査機関の指定）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から実施する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項中「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」を「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に改める。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成27年5月29日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成27年10月6日（火） 午前10時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール

雑踏警備業務2級	平成27年10月6日(火) 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成27年10月6日(火) 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成27年10月8日(木) 午前10時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成27年10月8日(木) 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成27年11月5日(木) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成27年11月10日(火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成27年11月12日(木) 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成27年11月17日(火) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成27年11月19日(木) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員(以下「県外在住警備員」という。)

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)及び次のア又はイに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する2級検定(雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る警備業法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出により、受付番号を取得した者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成27年8月18日（火）から同月20日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	平成27年8月24日（月）から同月26日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出の受付は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。

カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書）

イ 公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
電話番号 073-423-0110（内線3058、3059）

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成27年5月29日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大杉 達

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示する期間

平成27年6月2日から平成28年6月1日まで

公 告

入 札 公 告

平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度

(2) 調達役務の名称及び数量

平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務 一式

(3) 調達役務の仕様等

平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務期間

契約締結日から平成27年10月31日（土）までの間で、和歌山県水産試験場が指定した滞架期間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第643号に規定する平成27年度漁業調査船「きのくに」定期検査入架点検整備業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「農林水産総務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

(2) 期間

平成27年5月29日（金）から同年6月26日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年6月9日（火）午後5時までに農林水産総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県水産試験場2階 会議室

(2) 日時

平成27年6月2日（火）午後1時

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県水産試験場2階 会議室

イ 入札日時

平成27年6月29日（月）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年6月26日（金）午後5時までに農林水産総務課まで、必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、

無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県水産試験場の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県水産試験場の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

農林水産総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be purchased :

Periodic inspection and repair work of the fisheries research vessel 'Kinokuni' (in 2015)

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Monday 29 June 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Friday 26 June 2015)

- (3) Contact point for the notice :

Agriculture, Forestry and Fisheries General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2862

FAX 073-433-3024

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成27年度 調達案件番号 20150021462号

(2) 調達案件名

LC-MS/MS装置

(3) 調達物品の名称及び数量

LC-MS/MS装置 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成27年10月16日（金）

(6) 納入場所

和歌山県工業技術センター研究交流棟2階 バイオ研究室
（和歌山県和歌山市小倉60番地）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成27年5月29日（金）から同年7月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成27年7月10日（金）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年7月9日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年7月9日（木）午前9時から同月10日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、

落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

LC-MS/MS system : 1set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 10 July 2015

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
平成27年度 調達案件番号 20150021463号
 - (2) 調達案件名
大型環境試験機
 - (3) 調達物品の名称及び数量
大型環境試験機 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成27年11月20日（金）
 - (6) 納入場所
和歌山県工業技術センター 実証棟1階 物理実証室
（和歌山県和歌山市小倉60番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登録されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成27年5月29日（金）から同年7月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
平成27年7月10日（金）午前10時30分から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年7月9日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成27年7月9日（木）午前9時から同月10日（金）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者とした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場

所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Environmental testing chamber : 1set

(2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 10 July 2015

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288